

令和2年度第1回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和2年8月6日（木）午後3時00分から

会場：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 海老澤敬子 清水和雄 川尻聡 堀正孝
杉原政伸

（事務局）総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 久保孝之

総務部総務課情報公開・法務担当主査 宇津木利弘

総務部総務課情報公開・法務担当主任 坂本秀明

総務部総務課情報公開・法務担当主事 松原可奈子

福祉部地域包括ケア推進担当課長 進憲司

福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係長 吉田信行

福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係主任 横山卓矢

福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係 高羽平一

欠席者：（委員）島川健治

1 開会

○総務課長 定刻前ですが、ご出席予定の皆様おそろいなので、始めさせていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

それでは定刻前でございますが、審議会を始めさせていただきます。本日は、暑い中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

この審議会につきましては、一度日程調整をさせていただいて開催予定でございましたが、コロナウイルスの影響を鑑みまして、再度調整をさせていただき、本日になりました。委員の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。どうもありがとうございます。

それでは、令和2年度第1回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会させていただきます。

本日は、島川委員からご欠席という連絡を頂戴してございます。

なお、審議会条例第7条第1項に規定をする定足数は満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立しておりますことを併せてご報告させていただきます。

2 委員・職員の紹介

○総務課長 次に、事務局に人事異動で一部変更がございましたので、ご報告をさせていただきます。担当主査の内宮が異動により転出いたしまして、新たに主査として宇津木が着任いたしました。

○情報公開・法務担当主査 宇津木と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長 あわせまして、担当職員で坂本が着任してございます。

○情報公開・法務担当主任 坂本です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それから総務部長の吉岡、担当の松原、私、総務課長久保については、引き続きということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日ですが、高齢福祉課と総務課における2件の諮問がございます。議事に入ります前に、資料のご確認をいただきたいのですが、資料につきましては、あらかじめ郵送させていただきます。不足など大丈夫でしょうか、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日、審議をする際の資料の説明等につきましては、資料の下の隅に通し番号がございます。そちらの番号で申し上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、進行につきましては内山会長、よろしくお願いいたします。

3 議事

○内山会長 それでは、議事に入らせていただきます。本日はご案内いただきましたように、諮問2件についてご審議を頂くということでございます。一通りの説明を事務局からさせていただいた上で、ご質問、ご意見がございましたら何うという形で進めさせていただきます。

では、まず諮問第1号について、事務局からご説明を頂きます。

○総務課長 それでは、諮問第1号でございます。こちらにつきましては、説明のために所管課の職員が同席をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今入室しますので、お待ちください。

それでは、職員の紹介をさせていただきます。まず福祉部地域包括ケア推進担当課長の進でございます。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 地域包括ケア推進担当課長の進と申します。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○総務課長 同じく、高齢福祉課地域包括ケア推進係長の吉田でございます。

○高齢福祉課地域包括ケア推進係長 吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 それから、同じく横山、高羽でございます。

○高齢福祉課地域包括ケア推進係主任 よろしく申し上げます。

○高齢福祉課地域包括ケア推進係 よろしく申し上げます。

○総務課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず私のほうから、諮問書に基づきまして諮問内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料の通し番号1ページをご覧ください。こちら令和2年度諮問第1号在宅高齢者の生活実態の把握における「要支援・要介護認定者の情報」及び「要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」の目的外利用並びに目的外利用における本人通知の省略についてでございます。

諮問書を読み上げさせていただきます。2番、諮問の趣旨でございます。高齢者あんしん相談センターの本所及び分室に新たに「高齢者見守り相談窓口」を設置し、対象となる在宅高齢者について早期の支援や見守り活動などにつなげることを目的に、戸別訪問による生活実態の把握を行う。実態把握の対象者を抽出するに当たり、福祉部介護保険課の「介護保険業務」において収集している「要支援・要介護認定者の情報」及び「要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」を目的外利用することについて、条例第14条第2項第4号の規定により、審議会にご意見をお伺いするものである。

あわせて、条例第14条第2項の規定により、「目的外利用をしたときは、その旨を本人に通知しなければならない」は、実態把握は3年間にわたって実施されるものであり、一斉通知により混乱が生じるおそれがある等の理由から、本人宛通知を省略したいので、条例第14条第3項の規定により、貴審議会の意見をお伺いするものである。

内容は、以上でございます。

詳細につきましては、所管課長から説明をいたします。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 それでは資料第1号、在宅高齢者の生活実態の把握における個人情報の取扱いについて、ご説明をさせていただきます。

まず1番、背景及び目的です。こちらが今回の事業の概略となります。読み上げますが、孤立しがちな高齢者が住み慣れた地域で元気に自立した暮らしを続けるためには、地域ぐるみの支え合いを推進する必要があります。そのため、区では高齢者の相談窓口として、高齢者あん

しん相談センターを設置し、介護、福祉、健康、医療などの様々な相談に対応し、必要な支援を行っているところです。この度、高齢者あんしん相談センターの本所又は分室の計4か所になりますが、新たに高齢者見守り相談窓口を設置し、対象となる在宅高齢者について早期の支援や見守り活動などにつなげることを目的に、戸別訪問による生活実態の把握を行うものとなっております。

補足になりますけれども、高齢者あんしん相談センターとは介護保険法上に規定されている施設となっております。文京区では区内を富坂、大塚、本富士、駒込の4つの圏域に分けて、それぞれに本所と分室を設置しております。圏域ごとにセンター長が配置されておりますので、本所と分室の統括を行うとともに、区側と毎月の定例のセンター長会などを開催しております。

続けて2番、実態把握の対象者についてです。(1)の対象者数ですが、ア 要支援・要介護認定者を除く75歳以上の者、約1万5,000人。それから、イ 要支援・要介護認定者のうち介護保険サービス未利用者、約1,500人。合計1万6,500人となっております。この考え方ですが、今回の戸別訪問における在宅高齢者の実態把握につきましては、あくまでも介護保険制度のサービスの利用によって見守りにつながっていない高齢者を対象としております。したがって、介護保険サービスを実際に利用している要支援・要介護認定者を除いた形で事業を進めることとなっております。

(2)の対象者抽出の流れです。ここは記載のとおり、ア 介護保険課から要支援・要介護認定者の情報、またそのうち介護保険サービス未利用者の情報を受け取りまして、イ 受け取ったデータを基に高齢福祉課で対象者リストを作成します。そして、ウ 作成した対象者リストを地域包括支援センターシステムの共有フォルダに保存し、管理する流れとなっております。

続けて3番、実態把握の内容です。(1)のスケジュールは令和2年7月、先月からになりますけれども、おおむね3年間をめどに全対象者の実態把握をする予定です。実際の委託関係につきましては準備行為の関係もありまして、既に高齢者あんしん相談センターを運営する法人と委託契約を6月から結んでおります。

(2)の実施方法は、先ほどご説明した対象者リストを基に高齢者あんしん相談センターにおける実態把握業務担当者が訪問、アウトリーチによる安否及び状態の確認等を行い、その結果を地域包括支援センターシステムに記録することとなります。実態把握の結果、心身等の状況と何か問題が発見されれば、2ページ目にまたがりますが、この実態把握業務担当者から高齢者あんしん相談センターにおける介護保険サービスとか認知症相談等の担当職員に情報提供、引継ぎを行います。

それから続けて(3)の業務委託です。業務委託については記載のとおり、高齢者あんしん相談センター業務を委託している法人に委託しております。

続けて4番、システム及びセキュリティ対策です。まず(1)の地域包括支援センターシステムについてです。高齢者あんしん相談センターの業務に当たりまして相談業務等における高齢福祉課とのスムーズな連携、業務全体の効率的な運営、そして個人情報の保護を確実にするために運用しているシステムとなります。

(2)のセキュリティ対策について、アからケまでありますけれども、まずアからウまでがサーバー設置とバックアップの内容になります。それぞれ設置場所は情報政策課マシン室で、毎日、自動でメインサーバーのバックアップを行うとともに、データカートリッジでもデータ復元ポイントをずらしまして2世代分保管をしております。それからエからカまでがクライアントPCの記載になります。ワイヤーロック又はロッカーに施錠して保管するとともに、利用者ごとにICカードとパスワードを使用し、またUSB接続、それからCD等への外部の記録、媒体へのデータ記録を制限しております。

続けてキとクの記載です。実際にクライアントPCにログインした後に、地域包括支援センターシステムにログインしますが、その際にも利用者ごとに別途パスワードを設定しております、利用者ごとに使える機能を制限しております。

最後にケですけれども、クライアントPCの利用状況、また操作ログにつきましては、高齢福祉課のシステム担当者が必要に応じて確認をすることとしております。

続けて5番、個人情報の目的外利用について、こちらが一つ目の諮問事項となります。これまでの説明のとおり、実態把握の対象者抽出に関しましては、75歳以上の在宅高齢者から要支援・要介護認定者を除く必要があり、また要支援・要介護認定者でも介護保険サービス未利用者については、逆に今回事業の調査対象者とするため、介護保険課において収集している情報を目的外利用する必要があります。

3ページに移りまして、そこで今回、個人情報の保護に関する条例第14条第2項第4号の規定によりまして、本人同意を得ないで目的外利用することができるよう、当審議会のご意見を聞くものとなっております。

続けて6番、個人情報の目的外利用に係る本人宛通知の省略について、まず(1)ア 要支援・要介護認定者の情報の目的外利用に係る本人宛通知についてです。こちらにつきましては、通知を要する対象者が一定期間において大量であることに加え、そもそも当該事業におきましては実態把握の必要がなく、対象者からも除外されるため、本人が通知を受けても選択する余地

がないと解釈をしまして、本人宛通知の省略基準表における整理番号2により本人宛通知を省略したいと考えております。

それから続けて、(2)イが二つ目の諮問事項になります。要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報の目的外利用に係る本人宛通知についてです。こちらの目的外利用につきましては、目的外利用した情報がそのまま実態把握の対象者情報となりますので、本来は条例第14条第3項の規定により、目的外利用した旨を本人宛通知する必要があります。しかしながら今回の実態把握の実施は、おおむね3年間をめぐりに行うこととしており、また、事業開始時に約1,500人に一斉に本人通知を行うと、訪問日時がそれぞれ確定していない段階で問合せを受けることが想定されまして、混乱が生じると考えております。また、訪問前に個別に本人通知を行った場合でも、対象抽出時から訪問時までの間に死亡し、又は転出した者については、結果として本人通知は行えないこととなります。

以上の理由から、目的外利用に係る本人通知を省略したく、条例第14条第3項の規定により、審議会のご意見を聞くものです。

それから代替的な措置ではありますけれども、実際の訪問者に対しましては実態把握の対象者に訪問前、約1、2週間をめぐりに、個別に訪問のお知らせを送付いたします。その文書中には要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報を目的外利用した旨を記載いたします。

最後4ページ目、対象者抽出から実態把握実施までの流れを図にしてお示しをしております。

私からの説明は、以上となります。

○内山会長 それでは、このことについてのご説明が終わりました。出席の各委員からご質問等について、まず伺わせていただきたいと存じます。

どうぞ。

○杉原委員 行政機関に係る個人情報保護法については、あまり存じ上げないですけれども、多分民間よりも相当厳しい縛りがあるかとは思いますが、内部利用という考え方では、組織の中で、例えば高齢者相談センターは民間ですか。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 民間です。

○杉原委員 私が素人ながら思うのは、目的外利用がどこで発生するか、起点にするかという考えによって違うと思いますが、この組織の中で高齢者相談も合わせて提供する。その時点で、もう既に目的外利用という、そういう理解ですか。

私が思うには、高齢者相談センターも含めて行政の円滑な運営のために介護サービスの利用

に向けて提供して、内部でやっている限りは内部利用であって、それが本人に対してアクセス、本人に対して連絡とか、そういうこと的时候によって初めて目的外利用が発生するのではないかなと思う。これは一般に、行政の考え方と違うかもしれません。

だから、本人に通知するときに、新たな利用目的をお伝えすれば、何も別に目的外利用、本人同意を省くということにならないのではないかなと思うのですけれども、そここのところの解釈はいかがなものですか。

○内山会長 まず、なぜ諮問があったということについて、もう一度説明していただけますか。

○総務課長 私のほうから説明させていただきます。委員のおっしゃるとおり、文京区役所というものを文京区という組織一つのものとして捉えると、その発想は十分あり得るのかと思うのですけれども、区が行政体として、例えば、今回は介護保険の情報が元になっておりまして、介護保険に関わる情報を区が収集する際には、目的はこれだけですときちんと決めて収集しております。区が収集したものは、行政に関わるものには何でも好きに使っていいよという仕切りにはしてございません。介護保険に関わる業務だけに使う個人情報を、今回は高齢者の訪問のサービスの業務に使うということは、目的外として捉えるという考え方でやっております。

大きい組織、もっと極端に言いますと全然違う分野で目的外利用をするような例も幾いくつかありますが、例えば、税の情報は余り勝手に使えないのですけれども、介護保険のサービスを何らかの形で子ども・子育て関係で使うという必要が出た場合、そもそも対象者が全然違って、あれって感じられる方もいらっしゃると思うので、元々決められたもの以外に使う場合は、目的外利用という形できちんと手続を取るというようにしているものであります。

○杉原委員 それは、もう全自治体共通と考えていいのですか。

○総務課長 同じだと思います。

○内山会長 どうぞ。

○後藤委員 後藤でございます。よろしく願いいたします。今、杉原委員からもご質問があったところで、若干重なる部分があるかもしれません。

今回諮問されている内容、特に目的外利用ということについては、非常に厳格に判断をされた上で、ちゃんと条例に基づいての諮問を頂いていると、私は理解をいたしております。非常に丁寧な形のご議論していただいていると思っております。

ただ、ちょっと疑問が二つありまして、所管課の課長さんのご見解を伺えればと思っておりますが、例えば、介護保険法第5条で、国及び地方公共団体の責務というところの規定がございます。このところの中で第3号を読み上げますと、「国及び地方公共団体は、被保険者65

歳以上の介護保険の方が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態の軽減若しくはその防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない」という規定がございます。これをぱっと見る限りは、介護保険法の趣旨としては、地方公共団体の責務として介護保険の加入者、つまり65歳以上の高齢者については、包括的に健康維持なり、要介護状態の予防を図るための施策を行わなければならないと書いているように見えます。

今回の在宅高齢者の生活実態の把握というのが、要介護状態になることの予防とか要介護状態に近い方々に、より効果的なサービスを提供するための事業を目的とする事業ということになるとすれば、それは介護保険法の第5条の地方公共団体の責務とされている事務の中に入ると見ることもできるのかなと、私は感じました。この辺りをあえて今回、生活実態の把握におけるうんぬんのところについては、介護保険法に定めている自治体の責務とは違うけれども、やるということのご判断をされたと感じておりますが、その辺りについてのご見解をお伺いしたいということが1点です。

それからもう1点は、これまで文京区さんでは在宅高齢者の生活実態の把握というのは、過去されたことはなかったのでしょうかということでございます。

この2点について、お伺いしたい。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 まず一つ目の地域包括ケアシステムのお話になるかと思うのですが、委員のおっしゃっていただいたように、この事業につきましては高齢者あんしん相談センターに委託をして実施をしております。そういった意味では今、文京区では今年度正に高齢者介護保険事業計画策定年になっておりますが、その中で地域包括ケアシステム、イコールまちづくりになるのです。どうやって進めていこうかという中の大きな柱の一つとして、認知症とか介護医療連携、生活支援、それから介護予防とかがあるので、その一つに高齢者あんしん相談センターの機能強化があります。その中で、高齢者あんしん相談センターの業務となっておりまして、高齢者の在宅状況の実態を把握して、今回コロナの影響で自粛期間も長かったので、一体高齢者が家でどんな状況になっているのか。それまで介護予防教室に来られた高齢者ともなかなか連絡も取れない状況もありましたので、この業務を通して実態を把握し、必要な介護保険サービスとか医療サービスにつなげるといった意味では、今おっしゃっていただいた介護保険法第5条の地域包括ケアシステムの取組には、合致するかなと

考えております。生活実態の把握については・・・。

○後藤委員 今回、諮問のタイトルとなっているものですから、在宅高齢者の生活実態の把握におけるということになっていて、これは介護保険の事業とは別にという趣旨で考えておられるのかどうかということです。私の経験上、実際の健康福祉部門にもいたことがございますので、かなり前から高齢者の方の実態把握みたいなことはいろんなシーンでやってきたかなというふうに思いまして、文京区さんではこういうことが初めてでらっしゃるのでしょうか、ということでの質問でございました。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 過去、生活実態の把握で高齢者の方が行方不明の話がありまして、平成22年に実施したことがあります。それ以降は、毎年75歳になる高齢者を対象に、高齢者あんしん相談センターの職員がそれぞれ調査をかけておりました。

それ以外でも、緊急性の高い方とか要配慮者のような高齢者を中心に回る業務も多く、今回改めて圏域ごとに相談員を設置しまして、介護保険課からの情報を基にリストアップし、調査をしていくという流れになっております。

○後藤委員 ありがとうございます。

○杉原委員 高齢者あんしん相談センターに委託しているというご発言があったので、おやつと思ったのですが、センターは指定管理ですか。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 委託事業です。

○杉原委員 ということは、センターは民間に委託という考えですかね。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 高齢者あんしん相談センターは、特別養護老人ホーム等を運営している法人に委託しています。

○杉原委員 分かりました。

○海老澤委員 この事業が7月に行われるということは、かなり前からお伺いしていて、どうして今8月なのに、今日諮問という形になったのかというスケジュール感の問題もあったと思うのと、地域包括支援センターシステムは使う方が利用者として書いてあって、高齢福祉課の職員、介護保険課の職員及び高齢あんしん相談センターの職員という形で書いてありますが、人は限定されるのか、その課の人間あるいはセンターの職員だったら全員なのかしらということ。セキュリティ対策のために、パスワードが振られるということになっているのですが、このパスワードは個人に振られるのか施設に振られるのか課にふられるのか、その辺を教えてください。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 まず7月からということについては、住民基本台帳

の記録、75歳以上の高齢者の情報は文京区の電算組織の運営に関する規則、こちらでシステムに流して取り込んで、実際に訪問事業ができますので、それを先行してやっていた状況になります。その上で今回、ここで諮問させていただきます介護保険情報を頂いて、実際に介護保険サービスを利用している方は除く形で調査を進めていこうという形になるので、既にある住民基本台帳の情報から事業を進めていくという形になります。

セキュリティに関しましては、使える職員は限定をされておりまして、それぞれ個人にパスワードとICカードを配付して限定をしております。ちなみに、ネットワークも全部閉域になっておりますので、インターネットともつながっておりませんので、セキュリティ対策も十分かと考えております。

○海老澤委員 7月からだけど、今日の諮問で問題はないということですか。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 そのとおりです。

○海老澤委員 全部問題が無くなってから事業が始まったほうがいいのかと思うので、スケジュールは皆さんと話し合いをして今日に決まったのでしょうかけれども、その辺はちょっと注意していただいたほうがいいのかと思います。また、あくまで施設ではなく個人ですね。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 そうです。

○海老澤委員 そうすると職員の場合は良いのかと思うのですがけれども、高齢者あんしん相談センター、民間の方の個人にパスワード等を振るといふ。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 そうです。

○海老澤委員 その人が退職した場合、管理はどうなっているのかなというのが疑問です。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 基本的には個人にパスワードを振ってしまして、それぞれが個人しか知らない状況なので、退職されても問題はないかなと考えております。

○海老澤委員 その辺は施設の方にも理解をしていただいて、施設長なりが管理しているように、セキュリティが大切だと私は思っているんで、そこはしっかりやっていただきたいと思っています。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 補足ですけれども、退職されても外からアクセスできないという状況になっています。

○海老澤委員 目的外利用するときに本人通知についてということで、最後一、二週間をめぐりに連絡するというございですが、それはどこからいくのかと思って。それが、各高齢者あんしん相談センターなのか高齢福祉課なのか、どちらからでしょう。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 高齢者あんしん相談センターから発送いたします。

○海老澤委員 あくまでそこが、全てのスケジュール等を管理する。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 はい。

○海老澤委員 分かりました。セキュリティは気を付けてください。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 分かりました。

○杉原委員 一番心配なのは、本当の意味での目的外利用。だから、民間の事業者から見たら見込み客リストになりますよね、サービスを利用していない方のだから。そこに組織の中で委託先として管理している、その組織内で行われてはいなくても、何らのリストが外部に出回って、非常に有用な価値のある個人情報として売り込みの材料にされても、それこそ本当の目的外利用になりますので、そういうことがないように。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 その点に関しましては、高齢福祉課とあんしん相談センターで毎月センター長会とか実施しております。文京区の地域包括支援センターの運営指針を定めておりますし、見守りの相談マニュアルも整備しておりますので、そこで厳重に管理を行っていきたいと考えております。

○内山会長 ほかにはよろしいでしょうか。

私からも1点。本人宛通知の省略の件ですけれども、最終的には訪問する際には、目的外の利用といたしますか、このような事業で、この情報を使ったということはご本人様にはお知らせするという意味では、目的外利用した時点と本人に通知する時点が若干ずれてはいますが、通知がないわけではないけれども、事前にといたしますか事後にすぐにはご本人に通知しないと。そのことについて省略という手続を採る。そういう理解でよろしいでしょうか。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 ちょっと繰り返しになりますけれども、やはりすぐに送ってしまうと事業が3年間なので、日時が決まっていない。

○内山会長 すぐにはお知らせしないけれども、ご本人には必ず、お宅に訪問するときには必ず、その旨はお知らせするという意味では、その時点で通知があるわけですね。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 そのとおりです。この諮問の意図は、死亡や転出した人には結果的に通知が行かないので、目的外利用する段階で、そこを認めていただいて、また改めて代替的ではありますがけれども、実際に行く人には通知をするという考え方で整理しております。

○内山会長 そういうことに備えて同意といたしますか、本人宛通知の省略についても諮問をしたということですね、分かりました。

○総務課長 ご質疑がよろしければ、退席をさせたいと思いますが、まだございますか。

○内山会長 諮問いただいた事項について、文京区が持っている情報を、この事業の目的のために使用することについて支障があるというご意見はなかったように思います。諮問のとおり実施して支障はないということだとは思いますが、セキュリティですとか情報が他に漏れるというふうなことについては、従前どおり十分な注意をして取り扱っていただきたいということだと思います。

諮問については答申をしなければならないのですが、まずは事務局で答申案文のたたき台が用意されているということです。まずそれを配っていただいて、これはあくまでもたたき台ですので、そのことについてご意見を伺って、答申案文を進めるということにいたしますけれども、その前にご説明いただいた福祉課の皆様方にはご退席ということをお願いします。

○福祉部地域包括ケア推進担当課長 ありがとうございます。

(高齢福祉課職員 退室)

○内山会長 それでは、答申案文がお手元に届いたと思います。このことについて事務局から説明していただくというのも趣旨とすれば問題があるかもしれませんが、まずは、この案文について読み上げていただいて、ご説明いただきたいと思います。

○総務課長 それでは、ご用意させていただきました案文につきまして、私のほうで読み上げをさせていただきます。

答申の部分でございますが、1の諮問事項は割愛をさせていただきます。2の審議会の結論でございます。本件諮問に係る個人情報の目的外利用について、実施することは妥当なものとする。また、当該目的外利用に係る本人宛通知の一部を省略することも、妥当なものとする。3、理由。在宅高齢者の早期の支援や見守り活動などにつなげるために、戸別訪問により安否及び状態の確認などの生活実態の把握を行うことは、行政として取り組むべき課題であると考えられる。

また、実態把握を行う対象者を絞り込むために、「要支援・要介護認定者の情報」及び「要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」を目的外利用することは、実態把握の目的から合理性があり、妥当なものとする。

なお、実態把握は、開始からおおむね3年間をめどとして実施するため、開始時に目的外利用に係る本人宛通知を行うことは実態把握の対象者の混乱を招くおそれがあることから、死亡又は転出により実態把握の対象とならない者への本人宛通知は省略して差し支えないものとする。

以上でございます。

○内山会長 読み上げたとおりでございます。

まずは、答申案文について、修正や付加する部分があれば、ご意見を頂戴させていただきたいと思います。

本人宛通知の省略というのは、要するに死亡・転出者についての通知を省略するということですか。私が誤解しておりました。

○総務課長 考え方として、会長が先ほどご質問されたように、実際に行く直前に通知を出す人には通知をするものと理解していただけますので、案文としては、考え方としてはこの案文のとおりでよろしいかと、事務局のほうでは考えております。

○後藤委員 諮問文そのものについて、特に変更をお願いをしたいと思うところはございません。

若干資料の説明の中で、もう少しこの辺の話が本当はしていただけると有り難かったかなというのは、資料の2ページ目、3(3)の業務委託についてというところがございます。先ほど海老澤委員さんからもご質問がございましたけれども、この辺りはお手元の資料集(個人情報保護制度事務要領)の52ページのところで、個人情報の種類を外部に委託するときには、こういうことをしなければいけないよという規定が既に条例で決めておられて、受託者に対する責務、つまり委託を受ける者は、こういう責任がありますと。

そういうところの中で53ページのところに、具体的に文京区さんが契約をするときには(3)のところに、契約書の中にこういうことを全部書かなければいけないよという規則がございます。規則ですから、改めてこういう審議会にお諮りすることにはならないので、そのとおりやりますということなのですが、その辺りを丁寧に書いていただけると抜かりがなかったのかなと、分かりやすかったのかなという点が一つございます。

それから今回、この調査については本人からの情報収集ということで説明がありましたので、特に必要ないかと思えますけれども、私も福祉におりましたので、実態からすると、ややもすると本人以外から情報収集しないと本人の状態が分からないということがあります。文京区さんの条例ですと、手元の資料集で22ページでございます、収集の制限の第8条第2項第5号です。心神喪失等の事由により直接収集できない場合で、福祉の向上を目的とし、かつ権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、本人以外から情報収集もできるんだよということが、条例の中にはございます。

ただ、この辺のところを具体的にどうなさるのかということのご説明は特になかったので、本人からの収集に限ると理解しておりますが、もし仮に本人以外からということであれば、そこは丁寧にしていただけるように、事務局から一言お伝えいただければと思いました。

以上でございます。

○総務課長 分かりました。お伝えさせていただきます。

○内山会長 諮問いただいたことは、高齢者の情報を、この目的で使ってよろしいかどうかの諮問なので、使った結果、また必要な情報を収集するというときに適切に収集しますというのは、また別のことでございますから、諮問とは別のこととしてご理解していただきたいと思えます。

○二瓶委員 非常にさ末なことかもしれませんが、死亡又は転出により、実態把握の対象とならない者への通知は省略するということなのですが、要介護・要支援認定者のうち、介護サービスを未利用の方が対象なわけですね。データ収集時には未利用であっても、訪問のときにはもう利用しているという方も省略して差し支えないのか、細か過ぎることではあるのですが、死亡又は転出などにより、「など」を入れたほうがいいのか、それとも、そうすると省略していい人に対象が曖昧になってしまうので、きっちり入れておいたほうが個人情報保護という意味ではよろしいのか。

ただ、よく分からないのが、75歳以上の者というのはこのデータ収集時の方ということで、年々、1年ごとに増えていくから、どこまで省略を認めていいのかというのは、何か諮問への回答としては難しいのかなということです。1回データ収集するわけではないですよ。

○総務課情報公開・法務担当主査 所管課からは、あくまで今回の抽出時点における75歳以上の方を対象とするものと聞いております。

○二瓶委員 であれば、今回の収集時に未利用の方で、その訪問時にはもう利用しちゃっている方も省略していいよと書いておいたほうがいいのかと思います。こんなことについて文句言う方はいらっしゃらないから、神経質過ぎるかもしれないけれども、通知省略ということ認めるという対象は、きちんとしておいたほうがよろしいのかなということです。

○内山会長 事業が終わるまでに3年間かかり、3年の間に、扱ってなかったけれども介護保険の制度を利用する方もおられる。その方については多分、訪問はしないだろうから、個別の説明もない。

○総務課情報公開・法務担当主査 所管課からは、このタイミングで介護サービス未利用の方に対しては、のちにその介護サービスを利用する事になったとしても、訪問を行っていくと聞いております。ですので、この時点ではあくまで未利用者だけでも、その後、状況が変わって利用したとしても、対象とします。

○二瓶委員 きちんと通知はなされる。

○総務課情報公開・法務担当主査 はい。通知すると聞いております。

○二瓶委員 であれば、このままでよいと思います。

○内山会長 諮問された事項については、あくまで諮問された事項についてだけ答申をすることです。答申をされたあとに行われる事業については、当然のことですけれども、適切な処理が行われるということだと思っております。

それでは、答申についてはお手元に配られた、読み上げていただいた答申案文のとおり答申するというので、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内山会長 はい、それでは、そのように決させていただきます。

続きまして、諮問第2号について、ご審議をいただきます。

○総務課長 それではまず、諮問第2号に関しましてですが、最初に諮問書に基づきまして、内容のご説明をさせていただきます。資料の通し番号6ページをご覧ください。こちらが諮問書でございます。

令和2年度諮問第2号「死者の自己情報に関する開示請求運用基準の見直しについて」でございます。こちらが諮問の趣旨を、まず読み上げさせていただきます。

1のところでございます。故人の要介護認定審査会資料非開示決定処分に対する審査請求事件について、文京区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問したところ、平成28年度答申第3号にて、「死者の個人情報について、開示請求ができるものの範囲や開示請求者の個人情報とみなすことができる場合を、より明確な基準として設けることが望ましい」との付言がなされた。この度、当該付言を受け、死者の自己情報に関する開示請求運用基準の見直しを行い、新たに「死者の自己情報に関する開示請求運用基準」を設けるため、貴審議会のご意見をお伺いするものである。内容としましては、引き続き詳細について、資料に沿ってご説明をさせていただきますと思います。

1枚おめくりいただきまして、A3になりますけれども、7ページをご覧くださいませでしょうか。まず、資料の中身の前に、本件につきましては、本年の3月、昨年度末でございますが、見直しの経過として過去の開示請求の実績並びに各所管課における調査及びヒアリングの実施結果について、一旦ご報告をさせていただいたところでございますけれども、期間も空いてございますので、改めて見直しの経緯からご説明をさせていただきますと思います。

では、資料でございます。まず、項番の1、見直しの経緯でございます。きっかけは平成28年度の審査請求でございますが、遺族から故人の要介護認定の状況が分かる資料等について

の自己情報開示請求がありまして、実施機関であります介護保険課では、遺族自身の個人情報には該当しないと判断し、非公開の決定を行いました。

この決定に対し、遺族から審査請求が提起されましたが、その際、文京区情報公開及び個人情報保護審査会は、区の判断は妥当としつつも、「死者の個人情報について、開示請求ができる者の範囲や開示請求者の個人情報とみなすことができる場合を、より明確な基準として設けることが望ましい」との付言がつけました。

なお、本区における死者の情報の取扱いにつきましては、現状、項番の2のとおりでございますが、内容としましては、死者に関する情報については個人情報に含めて取り扱うこととしており、「相続した財産に関する情報」、「相続した損害賠償請求権に関する情報」、「死者との特別な関係により開示請求者の個人情報とみなせる情報」については、遺族等自身の個人情報として取り扱い、開示請求の対象とみなしております。

基準見直しの進め方でございます。項番の3でございます。過去の請求及び他の自治体の取扱いの事例等を参照の上、まずは想定される開示請求の分類を具体化し、次に開示請求ができる人の範囲を具体し、その後、最後に請求要件の確認書類の整理という手順で見直しを行ったものでございます。

具体的な見直し方法につきましては、ページ右側になります。項番の4をご覧ください。

まず、想定される開示請求分類の具体化についてですが、現行では(1)のア、(1)のイ、それから(2)の大きく三つの分類に分けることができます。(1)のアと(1)のイにつきましては、基準が一定明らかである一方、(2)の死者との特別な関係により開示請求者の個人情報とみなせる情報につきましては、審査会答申で現行の審査基準に関する説明が具体性に欠けるとのご指摘を受けたため、過去の開示請求の実績や各所管課でのヒアリング結果を元にし、見直し(案)、右側でございます、の中の太字の部分でございますが、そこに記載のとおり新たに三つの分類を設け、具体化を図りました。下の三つでございます。

項番の5でございますが、その中で開示請求できる人の範囲につきまして、現行の事務要領では「遺族」や「死者と特別な関係」という曖昧な基準であるため、項番4の見直し案でお示ししたとおり、想定される五つの開示請求の分類に沿ってそれぞれ具体化し、明確な基準を設けたものでございます。

最後に、この項番5の請求要件の確認書類でございますが、一枚おめくりください。8ページでございます。こちらは、死者の自己情報に関する開示請求運用基準(案)としてございますが、このページの右半分です。確認書類の例示という形で示してございますが、請求要件の

確認書類は、基本的には請求内容に応じて実施機関が個別具体的に判断するものではございますが、実施機関において適正にかつ公正に開示請求を行う必要があることから、例示として示したものがこちらでございます。説明は、以上でございます。

○内山会長 説明が終わりました。まずこの諮問について、説明文の内容も含めて、まず、ご質問、ご意見を頂戴させていただきます。

これは手続的には、この審議会のご意見をいただいたことも参考にした上で、その後どういう手続になるのでしょうか。

○総務課長 答申という形でご意見を頂戴して、その中で何か反映させるものがあれば参考にさせていただいた上で、意思決定は区の中で行う形になります。

○内山会長 条例を直すということですか。

○総務課長 事務要領のレベルです。

○内山会長 取扱いを新しく定めたとおりに取り扱おうと。

○総務課長 はい。

○内山会長 この見直しの経緯、最初の発端のことですけれども、事情について具体的な説明は要らないのですが、例えば、遺言等があって、その遺言を作成した時の亡くなった方の意思能力、精神能力がどうであったかということを立て証するために、例えば、介護の状況ですとか、医療の状況を知りたいということだったりもしますよね。場合によっては。

○総務課長 会長がおっしゃるようなことで、個人情報とはみなさないという決定をしたことについて、審査会でご審議をいただいたというものです。そのこと自体は審査会において問題ないという形でお話をいただいたのですが、もう少しはっきりさせた方がいい部分があるでしょうというのが、今回のお話でございます。

○内山会長 いろいろな事例があって、いろいろな事情の中で判断をしなければいけないということですから、あらゆることについて全て想定された上、基準を設けるといのは難しいことだとは思いますが、まずは、このように定めた基準自体に何か問題があるかどうか、ご意見を伺って、その上で更に付加するものがあれば、それをご提案をしていただくということにいたしましょうか。

どうぞ、お願いします。

○二瓶委員 漠然とし過ぎていて、何と書いていいのか分からないのですが、今会長がおっしゃったような事象というのは、常日頃仕事をしているとこういう情報は欲しいなと、弁護士としてはあるのですが、この7ページの右上の(2)を今回は三つに分類するというお考

えということです。三つに分けられているのですけれども、よく分からないなというのが正直なところで、一番下の死者の医療及び介護に関する情報というのは、非常によく私としては分かりやすいのですが、上の二つが何でいきなりぽっと出てくるのかなと思います。恐らく、これは平成28年以降のその開示請求の案件の蓄積ということから、三つに分類されているのかなと推測するのですけれども。

○総務課情報公開・法務担当主査 はい。案件の蓄積を参考にしたというところもありますし、また他自治体の例を確認した上で、今おっしゃった、その三つのうちの上二つに関してはそういった規定がありましたので、そのまま持ってきたというところになります。この最後の死者の医療及び介護に関する情報というのは、正に今回、平成28年度の事例で出たところでもありましたので、文京区のオリジナルのような規定にはなるのかなと思いますけれども。

○二瓶委員 そうすると、たまたま平成28年以降こう出てきた案件だけで、このままという分類、他自治体を参考にはしていらっしゃるのでしょうかけれども、それで、これを今回は開示請求がご遺族からあったら、範囲は限るけれども認めていくという方向で考えていらっしゃることですか。

○総務課長 そうなります。

○二瓶委員 この辺は、裁判例の蓄積もありますか。

○総務課情報公開・法務担当主査 はい。表のところの5番にありますけれども、例えばその5類型あるうちの4類型目、その他のところにあります「親権喪失後の親も請求可能とみる」というところは、地裁の判例も踏まえ、死者の親権者であったものというカテゴリを作る必要があるのではと考えたところです。

あとは、平成28年度以前のものも含めて確認の上、実際に案件として想定し得るところを掲載しています。

○二瓶委員 立場上でいえば、一杯開示してくれたほうがうれしいということにはなるのですけれども、ただ、死者の情報なので誰もそれをストップかけて、守ってくれる人がいないから問題になるわけで、大上段なことを言ってもしょうがなくて、よく分からないというのが正直なところです。

○内山会長 まず、このことについて、事務局で収集した判例等で参考にしたものがあれば、それを示していただくとか、私はしつ皆的に調べるようなことは全くしてないのですけれども、多分、死亡した時点において未成年者であった自分の子に関する情報、このことについては判例を最近見たような気がします。組織的、網羅的に調べてこのような取扱いをするというよう

な提案なのか、判例とは別に、文京区が今まで取り扱ってきた経験を元に、このようなことが妥当だと言っていることなのか。そこら辺のことも含めて、まずこのドラフトだけだとちょっと分かりにくいなというのがあったので。

○総務課長 基本的には、元々「死者との特別な関係」というのはあまりに漠然とし過ぎていたので、一定程度それがはっきり出せるものは出したいと、目に見える形にしたいというところ。これは、いろいろなものという言い方になりますが、判例が一部あったり、主に他の自治体で取り組んでいるものですか、それからヒアリング等もやって、文京区で実際に起きたようなものの中から、この三つとして上げたようなものは、開示をしていくという方向になりますけれども、はっきり示していただろうということです。そういった意味では会長のおっしゃる文京区版ということをご提示しているのご理解いただいてよろしいのかと思います。

○総務課情報公開・法務担当主査 各課にヒアリングをした結果、想定し得るところを、今回定めていきたいと考えております。

○内山会長 例えば、死者との特別な関係というのも、婚姻関係だけを、婚姻とか血族・姻族関係だけをいうのか、内縁の関係もいうのか、内縁の中で解消した人をいうのか、離婚した奥さんは死者の特別な関係になるのかとか、いろんなことが問題になっていますよね。それから、今はそういう男女間の婚姻関係だけではない、特別な関係というのものもあるでしょうし、そういうものも含めてどのように考えるのかということも、一律基準を設けるということになると、網羅的に全ての事象に対応するような基準、規範が設けられるかどうか。

○後藤委員 ここの部分は非常に難しい問題だと認識をさせていただきます。細かく申し上げますと、そもそも国の定めた個人情報保護法という法律では、死者については対象としていない。それから、同じく国の行政機関の個人情報保護の基準になる行政機関等の個人情報保護法でも、死者の情報というのは、原則として個人情報には該当しないという扱いになっている。一方で、自治体では、非常に住民の皆さんと接するところが多くございますから、そこはより慎重にというお考えもあって、文京区さんでは以前から亡くなった方についても、一定の範囲内では個人情報に入るという形で運用されてきたと理解しております。その中で、審査会からのご指摘もあって、こういった形で整理されたことは大変だったと思いますけれども、よくやっていただいたと思っているところでございます。

ご説明にもありました8ページの開示請求の運用基準の案でございます。それは、先ほどご説明があったように、何と言いましょか、例としての案だというご説明だったかと思います。つまり、限定列举ではないということですよね。限定列举にすると非常に細かくなって、会長

もおっしゃったように、これはなかなか難しいということがあろうかと思えますし、それになると非常にガチガチで運用できる。そこでいろいろな問題が出てくるとかで、例示ということだとすると、その解釈運用は、今度は行政側の判断になったときに、若干ゆがみが出てくる可能性もあるというところの話だろうなと思えます。

私自身としては、やはりこれはなかなか難しい部分を含んでいるところもあって、例示的に示されている基準というところの中で、もう少し運用していただいた上で、そこでの課題なりを改めて時期を定めて整理をしていただいて、ご報告いただくというようなことをぜひお願いをしたいなと思っております。

その中で何かその基準の中に付け加えるべきことが出てきたとか、あるいは違う考え方が出てきたので、限定列举にしようと思うというようなことも含めての、ご相談か諮問があるといいのかなと思いました。感想でございます。

○総務課長 ご意見ありがとうございます。基本的な考えは今ご指摘いただいたようなところかと思うのですが、個別に全てを挙げていって、それでこれだけ見てれば大丈夫という基準を作るのは非常に難しいことだと思っております。それで、一步前進といえますか、特別な関係という表現だったものを、幾らかでも見やすくする形の基準として、ただ基準といいながら、あくまでも例示という形で最終的には個別の対応・判断という形になってこようかと思うのですけれども、それにしても一步進めたいというのが私どもの考えでございます。非常に貴重なご意見を頂戴しましたので、これで終わりというか、この次もまだあるのだというような形でお受け止めいただければ有り難いなと思うのですが。

○内山会長 言ってみれば、ただいまご説明いただいたように、国の法律とは明らかに違う。ただ時系列に言えば文京区のほうが先ですよ。国が後からやったので。しかし、文京区は国の法律に倣って、死者の部分を開放するというはしなかった。そういう中で、要するに区議会が定めた条例を骨抜きにしたりすることがいいとは思いませんので、文京区の条例の趣旨を全うするために、どのように運用するのが適切かというご判断が必要なのかなと思えます。ですから、これを抜きにして条例を改正するということになれば別だということで、最初に条例を改正する趣旨があるのかということを知ったのですが、条例までは変えないと。手続の中でやる。ですから、条例の趣旨を生かして、どのように運用するのがベストかということについてのご意見を伺えればということでした。

あらゆる状況を想定して、このような基準で運用してくださいというのは、なかなか難しいでしょうから、そういう意味では今のところ想定される開示請求の分類でこれ以外にはないと

というような形ではなくて、例えば、この例示についてはこのように取り扱うということが相当であると。そのほかの分類、事象については、それはそのときに適切に執行を機関が判断をする。そういう趣旨だということで答申を求められているということにいたしましょうか。

○総務課長 お願いいたします。

○杉原委員 これを踏まえた結果は、事務要領の改訂につながるのですか。

○総務課長 はい。

○杉原委員 例えば、92ページの記述の中で、出されるという。

○総務課情報公開・法務担当主査 そうですね。

○内山会長 例えば、8ページの左側の分類の上から二つ目、財産ですとか債権に関する情報、これは、現在権利を持っている方の情報という整理ですか。それはそれでよろしいですね。むしろ、これは今までも、過去においてもそのように運用すべきことのようには思いましたけれども、ただ、その中でレセプトだとか何とかということが出てくると、それはまた別ですよ。

○二瓶委員 分類自体が難しい。

○内山会長 相続した、例えば土地だとか建物情報は、それは相続人の所有するものの情報ですよ。ただ、事故で亡くなった方のレセプトだとか何とか、それは債権とは別のことですから、債権が発生する原因となった事実のことです。ただ、ここでいう損害賠償請求権について、その相続人が開示請求する緊急業務実施報告書、レセプト、カルテ、これは事故か何かで亡くなったということが想定になるのだと思いますけれども、そういう情報は相続人といえますか、遺族の方に開示してよろしいかどうかということだとすると、上の相続財産の情報とはまた違った性質が出てくるので、それについてご意見を伺わなくてはいけないということになるかもしれません。

これも、答申を求められているので、答申案文はいかがいたしましょうかということをお諮りしなければいけないのですけれども。

○総務課長 今、ご指摘のあった損害賠償請求等の情報のところに関しては、今回、私どもからご提示、ご検討をお願いしております、変更の部分には当たっておりませんので、レセプト等をここで個人情報とする扱いは、従来から文京区ではやってきているものです。ですから、損害賠償権に関する必要がある場合は、個人のレセプト、カルテ等まで、これまでも開示をすることとしております。

○内山会長 開示している。

○総務課長 はい。

○内山会長 どうでしょうか。そういう今までどのように取り扱っていて、今後どのように改正するのか、その中でどのような情報、資料があるので、そのように変えたのかということについて説明がないまま、このようにするという答申が出せるかどうか。

どうぞ。

○二瓶委員 死者の自己情報開示請求は、年間何件くらいありますか。結構一杯あるのですか。

○総務課長 1件から、多い年で5件あった年もありますが、直近では大体年1件程度です。

○内山会長 DVで逃げていた、そういう方の情報を片方の配偶者が求めるとか、いろいろな例があって、全てのことについて型枠的にこういうことだということ判断するのは非常に難しいと思いますよ。

○総務課長 そうですね。

○堀委員 これは、大きく網をかけるという意味ではなくて、こういうことが対象になりますねというのは、このとおりでもいいと思うのですが、これに漏れているものも当然いろんな事情があるので、今後出てくる可能性があるのです。ただ、このまま運用されてしまうと、いろんなケース・バイ・ケースで、ここには対象にはなるのだけれども、適応はちょっといかななものかという場合もあると思うので、この基準どおりでここでいいですよというのは、ちょっと私個人としては言えない。ただし、これを一つの大きな投網としてこういう対象になりますよというところの表示であれば、このところはこういうのが対象になりますねというところはよいですが、この次のステップがあって、多分、個別具体的にこの案件については、これの対象になっているけれども開示はできないとか、その辺の分類がちょっと必要になってくる、あるいは歯止めが必要になってくる可能性があるかなと思います。漠然として申し訳ないのですが、そういう感じがいたします。ですから、これをそのまま適用するのは乱暴かなと感じます。

○総務課長 会長、恐れ入ります。いろいろと貴重な意見、ありがとうございました。事務局のイメージとしましては、ご提示をさせていただいた7ページの右から4番の太字の下三つです。これは一種の例示的なイメージでご提案させていただいたものですが、確かにおっしゃるとおり、ここに更にもうちょっと個別具体的な例がそれなりにあったほうがいいだろうと思います。

ただ、逆にそこに個別具体的に挙げるのは非常に難しい作業ではありますので、基準というタイトルを付けさせてご提案させていただいておきながら、事実上内容が例示というようなイ

メージになっているところがございますので、委員の皆様にも例示ということを示したいという趣旨は伝わったと思うのですが、ちょっと表現の仕方について、今日いただいたご意見を合わせまして、もう一度事務局で練った上で、改めてご提案というか、諮問させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○内山会長 それでは、それはそういうことにしていただいたほうがよろしいかと思えますけれども、再度提案するときには、例えば判例を参照にしたというならば、それを明示していただくということ。ないしは、同種の条例は他にもあるのですよね、死者の情報を守ろうとする条例は。同種の自治体ではどのような運用を行っているかは、少なくとも23区の中にもあると思えますので、少なくともその辺の情報も含めて、文京区ではこうするというのか、文京区もこのことと同じようにするというのかも含めて、説明をしていただいた上で、なおかつ例示であって具体の適応は適切に判断をするという説明の上でということになると思えます。

○総務課長 ありがとうございます。いわゆる判例であるとか、他の自治体の例も、資料をご検討いただくときに可能な範囲で、その辺も一緒にご覧いただけるような形で、またご相談をさせていただければと思えますので、よろしくお願いたします。

○内山会長 判例を言っているわけではなくて、判例を参照にしているのでしたら、その判例を全て我々にも見せていただけてということではないと。

○総務課長 分かりました。ありがとうございます。

○内山会長 原資料がないまま適当かどうかということ判断したり、意見するのがなかなか難しい事案のように思えますので。

○総務課長 はい。貴重な時間いただきまして、ありがとうございます。

○内山会長 どうでしょうか。諮問の答申案文はいいですか。一応用意はされているのだと思えますから、それ読むだけ見せてもらいましょうか。

○総務課長 案文の趣旨がずれてしまいますので、今日は控えさせていただきます。

○内山会長 それでは、このことについて答申が必要であれば再度明確な資料等も添付された上でご説明があるということですので、本日のところはこのことについてご意見を伺ったと。ここまでにして、参考にしていただければよろしいと思えます。

○総務課長 ありがとうございます。

○内山会長 そうしますと、議題の(1)諮問1、(2)諮問2についてのご審議はいただいたということにします。次第ですと、4その他ということですが、何かございましょうか。

○総務課長 では、事務局のほうから1点伝達事項をお伝えさせていただきたいと思います。

今後の審議の予定についてですが、特定個人情報保護評価につきまして、戸籍住民課にて行っております住民基本台帳事務に関しまして、昨年度5年に1度の評価の再実施を行った際に、その時には重点項目評価の第三者点検を審議会のほうにお願いしたところでございますが、こちらは、令和2年、今年度です。4月1日を基準日として、改めてしきい値判断を行った結果としまして、対象人数が30万人以上ということになってございますので、新たに全項目評価を行うこととなりました。今後は、区のホームページ等で意見等を聞いた上で、審議会のほうに改めまして第三者点検を今年度もお願いすることにさせていただきたいと考えております。日程的には、今のところの見込みでございますけれども、11月頃には何とかできればと考えているところでございますが、日程調整につきましては、改めて調整表をご送付させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。伝達事項は、以上でございます。

○杉原委員 不思議に思うのですが、文京区の人口に見合う数字ではないのですか。

○総務課長 転出入された方とか、亡くなられた方とか、全部を含めた対象者が何人かということですので、現在人口が約23万人で、それにいろいろな動きを足すと、30万人以上になります。

○杉原委員 30万人を超えたのが分かったのが最近ということですか。

○総務課長 今年の4月1日の基準日です。ただ、昨年度は、5年に1度の評価の再実施をやっていただいた時に、担当課からおそらく来年度は超えると思いますというようなご案内もさせていただいたかと思います。ですので、連続してお願いすることになる可能性もあるかなというようなお話もさせていただいたと思うのですが。

○内山会長 転出者は、いずれ消えますよね。消えるということではなくて、累積になって、対象者が減ることはないのですよね。

○総務課長 転出された方についても、特定個人情報の対象ではありますし、転出される前には取り扱っていますから。

○内山会長 転出される前、何年かたって消去するとかということは、将来的にはある。消去もないのですか。

○後藤委員 住民基本台帳法は、以前は5年たつとデータを消すということだったのですが、改正されまして150年間持つということになりました。

○杉原委員 知りませんでした。

○後藤委員 はい。ですので、ゆくゆく増えるだろうということには、以前からお伺いしてお

りましたので。一応、戸籍住民課さんの名誉のために、数え間違えていたわけでは決してないと思います。

○総務課長 まずパブリックコメント等もやった上でという形になってまいります。昨年度やっていただきました重点項目評価の第三者点検についても、全項目評価は必ずやることになっていますけれども、文京区は、重点項目評価についても積極的にやらせていただいたというのが昨年度の状況でありまして、今年度は区の姿勢うんぬんではなくて、やらなくてはならないものになりますので、よろしく願いいたします。

○杉原委員 今までもやってきたと。

○総務課長 昨年度もやらせていただいて、全項目評価ではなく、重点項目評価という形でやらせていただきました。

○杉原委員 それで、今度は全項目ですか。

○総務課長 はい。

○内山会長 それでは、そのことについても日程調整は、また後ほど個別にお願いすることですね。それでは、その他ご発言がなければということですが、これで本日の審議会は閉会ということにいたします。

ご苦労さまでございました。